

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障経費について

消費税が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、地方消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他社会保障施策に要する経費に充てられるものとされています。

令和4年度における社会保障施策経費への充当状況（決算）については、下記のとおりです。

（歳入）	・ 地方消費税交付金（社会保障財源化分）	50,035 千円
（歳出）	・ 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	162,678 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】 （単位：千円）

事業名		経費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国（道） 支出金	町 債	その他		うち地方消費税 交付金充当分
社会福祉	重度障害者等タクシー料金助成	35				35	35
	重度心身障害者医療給付費	8,383	3,494		1,351	3,538	3,533
	障害者自立支援給付費	133,045	98,331			34,714	34,666
	障害者自立支援医療給付費	6,720	4,875			1,845	1,843
	障害児入所給付費等負担金	2,535	1,900			635	634
	地域生活支援事業（日常生活用具）	1,228	702			526	525
	老人保護措置費	9,833			1,471	8,362	8,351
	ひとり親家庭等医療給付費	899	447		3	449	448
合 計		162,678	109,749	0	2,825	50,104	50,035

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）については、各事業の一般財源の比率に応じて按分し充当している。